

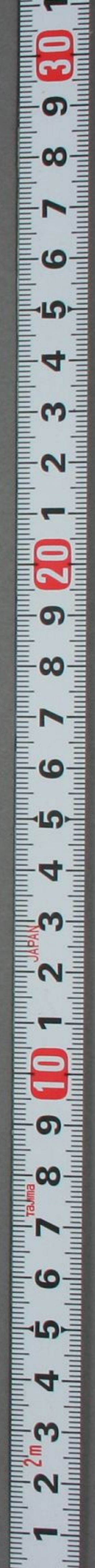


兒讀古狀揃證註

全

K
1000

逍遙文庫
文庫 6
915



10 488 3

兒讀
古狀揃證註

高井蘭山翁講譯

東都書林

玉巖堂梓

古狀揃證註

郷子近隣の子習ふ童古狀揃の抄を

需む按ずるに昔版行せし此を礼

世を考へて考へる大に都鄙子吟詠

後代古状母撰てりる是也今又

文の誤字を是に格あはるるを改



訂し、新舊錯置、似文誤字を校正
従前欠字の字を添ふあるは
通し、一に置、その義を通ずる
此状の順序、各川、殊母、新と舊の状
種書状、合状の前にある、思へども
舊に依り、及び、又、此、採、と、革、送、

丙寅の以星運堂の荻板子、紙毒毒堂
求版し、これ、磨減せ、以後、再版せ
む、その、約、流行の、經典、餘、の、凡、の、あ、ら、ひ
首と母、國、字、づ、け、一、置、字、に、於、の、め、く、圓、を
の、計、**圓**、**未**、の、め、く、一、字、を、二、度、よ、む、は、可、成
う、こ、こ、ら、う、一、本、文、の、百、母、切、は、子、體、を

依も讀方を志す寸

崇山 多井伴竟思明也

天保癸巳夏至の日



今川了俊愚
息仲秋に對
制詞の條

今川了俊對愚息仲秋制
詞條

今川了俊和源氏義家五代正五位下
義家之孫長氏四代孫今川了俊
和源氏義家之孫長氏四代孫今川了俊
和源氏義家之孫長氏四代孫今川了俊
和源氏義家之孫長氏四代孫今川了俊

一文道を知
不而武道終
に勝利を得
不事

一文道を知不而武道終不
得勝利事

一文道を知不而武道終不
得勝利事

一 鷲鷹道遙
を好無益の
殺生と樂事

一 小過の輩
糺明を遂不
死罪小行令
事

一 大科の輩

一 民を貪神
社を没倒令
榮花を極事

一 先祖之山
莊寺塔以下
破壊而私宅

鷲鷹道遙 鷲鷹を好むは無益の殺生と樂事を好む事也。漢書に鷲鷹を好む者其心不仁也。

一 好鷲鷹道遙樂無益殺生事

鷲鷹を好むは無益の殺生と樂事を好む事也。漢書に鷲鷹を好む者其心不仁也。

一 小過の輩不遂糺明令仍死罪事

小過の輩は糺明を遂げず死罪の小行を令す事也。漢書に小過の輩は糺明を遂げず死罪の小行を令す事也。

一 大科の輩為負之沙汰

一 爲宥免致

大科の輩は爲宥免致の沙汰を受ける事也。漢書に大科の輩は爲宥免致の沙汰を受ける事也。

一 貪民令没倒神社極榮花事

一 民を貪神

民を貪むは神を没倒し神社を極榮花にする事也。漢書に民を貪むは神を没倒し神社を極榮花にする事也。

一 先祖之山莊寺塔以下

破壊而私宅

先祖之山莊寺塔以下破壊而私宅にする事也。漢書に先祖之山莊寺塔以下破壊而私宅にする事也。

と莊事

一 君父之重
恩忘却令忠
孝悌事

一 公勢を輕
私用を重天
道を恐不働

山莊といふは莊の在りてこゝに先祖の墳をいふ
事なり。此の莊に於て葬地をさしつけしと云ふは、
堂伽藍と云ふ破壞れどもとさめん己が居る處
をさるあり

一 君父之重恩忘却令忠
孝悌事

父母我を育む君我を扶けて家成る恩の
重なり。上かき君に忠成りて父母に孝を盡
はさるるは、居る處を破壞して居る事と云ふ

一 公勢を輕私用を重
天道を恐不働

公勢といふは君の勅あり私利のれが利なり
これを先かき天恩と云ふ事なる。働かぬと云

一 臣下の善
惡を辨不賞
罰正不事

一 不辨臣下善惡賞罰不
正事

臣下に忠賞と云ふは、賢士と退る事なり
臣下の善あるを賞し惡あるを罰し賞罰中
に不辨者多し人なく君徳をさるる

一 我臣下の
働を知如君
又同前爲可
事

一 我如知臣下働君又可
爲同前事

己が働を君に知らせん如く君も亦上へ知らせん

つとめ成願むべしとなり

過亂兩説
と企他人之

一企る乱を説以他人之

愁を以身と

愁樂身事

樂事

身の分限

一不知身分限或は分或

と知不或ハ

不足之事

足之事

他人之理

一失他人之理致濫望慕

を失濫望致
權威小慕事

權威事

立身成事かどけり中他人ハ其成目と慕るべき
程ある成程失ひて濫望とてみざる程と
うけ法く我が成程の成勢をつくる程
権柄と云々成程と権柄と云々成程つものさす権柄と云
権柄と云々成程と云々

賢臣を嫌

一嫌賢臣を嫌

佞人を愛

沙汰事

非分の沙汰
致事

賢臣ハ辱つては君不潔あれは諫と云は佞人ハ
ふも移る由多し出政と多し君つひに非分の政
ありと世にあらひ之佞人ハ世の福也

一 非道而富
を羨可不正
路而衰と輕
可不事

一 酒宴遊典
勝負小長ト
家職と忘事

一 不可羨非道而富不可
淫正ある衰事

孔子の語も不_レ成_レりて富貴なるは浮雲の_レ如_クと_レ言_フるが陋巷_ニありし_レも世に_レ多_クりるべし
多_ク福盛衰は天道_ニ好悪_ニま_レるに

一 長酒宴遊典勝負忘家
職事

家職と_レ武士_ハ武藝_ニ醫師_ハ經驗_ニ農_ニ者_マる_ニそ_レれ_ハ家_ノ職_ニあり_トを_レ言_フふ_ニそ_レれ_ハ唐_ノ浮世_ニに_レ立_テる_ニ酒色_ノ猪事_ハ己_ノの_レ仇_ト知_ルべし

一 己が利根
に迷萬端小
就_テ他人_ト
朝事

一 人來則虛
病と構對面
に能不事

一 獨味と好
人に施こと
能不隱居令
事

一 迷己利根就_テ萬端朝他
人事

我_ハひとり利根_ニあり_トと_レ思_フひ_ハ何_レも_レ他人_トを_レ知_ラず_ニ我_ノの_レ非_ニを_レ己_ノ智_トあり_トと_レ思_フふ_ハの_レ惑_ハあり

一 人來_レ則_テ虛
面事

我_ハま_レりて_レ禮_トを_レ失_フる_トい_ハま_レむ_ル虚_ハは_レ偽_ニる_ニ虚_病とは_レそ_レら_ヤま_レひ_ト知_ルあり

一 好獨味不能施人令隱
居事

一 出家沙門
尤尊崇致禮
儀正かる可
事

一分國に於
諸関と立往
還の旅人と
煩令事

一 武具衣裳
已過分而臣
下見苦事

一 貴賤因果
の道理を辨
不安樂に任
する事

右此條々常

厚味とほていかのれ攝食一人の文とさきひ際辰
なり

一 出家沙門尤致す崇て

正禮儀事

出家沙門の釋氏の佛及僧徒との言はりむ
崇いあむるあり失礼なく交る處とこ

一 於分國之法實令煩往

還旅人事

分國に我れ内におりに實をす往來の者より
別命を取立不自由のさつひをさくむ利致を
なすとこ

一 武具衣裳已過分而臣

下見苦事

分限小過ぎく花英なるかり

一 不辨貴賤因果道理任

安樂事

佛及に因果とて世の因縁小よつて來世を
善惡の果にあはれ及理あると成るはま
け世に安樂に任するべき小遊を善擧のこを極
んげけとせよとなり

右此條々常々然

心懸被可弓
馬合戰嗜事
武士之道珍
不間執行被
可儀第一也

先國を守可
事學問無而
政道成可不
旨四書五經
其外軍書等
顯然二幼少

の時道の正
輩に相伴假
初小も悪友
に隨順有可
不水の方圓
之器小隨人
善惡之友
に依こと實
ある哉
是以國を治
守護者賢人
を愛し民を

馬合戰嗜事
武士之道珍
不間執行被
可儀第一也

條々いおちくと訓一をちくくにして述べる合戦と軍
學陣法を多しをちくくといへり武士といふのたより
急なく執りて一

先て守國の事學問を不
可成政乃旨四書五經を
外軍書等初幼少時
相伴及正輩假初小の

隨順悪友乃隨方圓之器
人依善惡之友實哉

曰書ハ大學論語孟子中庸五經ハ毛詩尚書礼記
周易春秋軍書ハ六韜三略孫子吳子司馬法尉繚子
太公同對の七書あり孔明吳傳陣平の奇考武
備志の秘傳軍學の書ありわ方圓ハけさまじ
と訓ハ角おも丸くも悪小隨く形をたの友
よめて長人も悪人もあるに多しなり

是以治國守護者賢人
貪民國司好侮人之由
中傳也秋知君允者足之

貪國司者佞人
人を好之由申傳也
君の心を知と欲者其君の愛する輩を見伺知こと有者誠に其耻と知可也
己に勝友を好我に劣朋を好不者善人

君先嘗有伺知志誠可知
其死之好猶已友不好劣
我朋者善人賢心也但
云伸強勿撻撻人是不可
先忌友謂也

治國者後とは正しく國を治るの道と云守
復も國司も國形をささむるつらとて君の心を
あつんと思ふ者に君の愛する人物を見て
弊しむらうとあきば君の若くはさうと人を
撻て友とさるは善けきども人えらとてあはれ
てい不用の人撻らうと者多くあるとも多しとい

の賢心也但
斯云伸強人
と撰捨こと
勿是惡友を
愛可不謂也
一國一郡を
守身に限不
衆人愛敬無
して諸道成
就一難第一
武士之家に
生合戦を嫌

不限守一國一郡才無
人先敬諸道雅成就第一
生武士之家嫌合戦不
然侍之被撻人由名將多
は誠也

國形のお復のこにあはれは士とても衆人の愛
敬するにあはれは法のたそのひがしとて身出
せも遂にさうと名おはれ義が正威の強
ぶなるべし

心懸不侍者
 人小賺被由
 名將多誠置
 被也
 先我心之善
 惡と知可者
 貴賤羣集
 て來則善と
 思可招と雖
 諸人踈出入
 輩無ハ則已
 が心の行正

先可細我心之善急之貴
 紳群集來則思若雖招
 法人踈量出入衆幻の如
 已心行不正
此の心正しければ人も同様に心正しく行きて
 濟してその人にもなるべし
 去門前為市二種之為
 之出理非道之君一旦忠
 又臣下無道
 沙法

可から不と知
 去門前に
 市と為小二
 種之有可無
 理非道之君
 小も一旦恐
 又臣下無道
 小而民と貪
 謀略之輩邪
 中時者歎
 悲族愁眉と

中披愁眉有立衆の權門如
 初境能く分別礼儀下猥
 任古人之金云て致憲法
 沙法
人の出入多きは好まざるに
 なり衆集する小二種あり
 とも權威小大勢入来ることも
 の若あるひは臣下に民と貧
 中披んと権柄の衆小立衆
 九

申披為權門
小立寄と有
斯如境能々
分別して臣
下の猥を糺
古人之金言
小任憲法の
沙汰致可
主君為人者
大形日月の
草木國土を
照めしが如

為主君人志大形日月如
照草木國土近者又外旅
山海遙隔至被官木魚夜
廻慈悲忠得遠至隨其人
之使

草木國土と云ふ偏なく果てしなく果てしなく近者外旅山海遙隔至被官木魚夜廻慈悲忠得遠至隨其人

近習又外様
山海遙隔被
官等に至ま
で晝夜慈悲
忠罰の遠慮
と廻其人小
隨て之と召
使可
諸士之頭と
為智恵才覺
無由斷令則
上下の輩に

為法士之頭其智恵才覺
令由新則上下軍法批判
多之唯佛為救眾生如
演諸法碎心結不可捨文
武之道

山と海と隔るるをいふこと果てしなく果てしなく近者外旅山海遙隔至被官木魚夜廻慈悲忠得遠至隨其人

批判を請と
 之多可唯佛
 の衆生を救
 ん爲諸法を
 演如心緒
 碎文武兩道
 と捨可不
 國を治と仁
 義禮智信一
 闕てハ危可
 政道と以罪
 と行ハ人之

心と憐れうかして憐れいと云ふと誰かははるのむを
 びり一たびの憐れとあり憐れるべうら
 治國仁義禮智信一闕可
 危以政乃也衆生を人令恨
 拵非義令死罪幻其歎深
 尤之因果不之適其科等
 一忠不忠能分るこの乃
 常得るの爲の要也

恨無非義と
 構死罪令則
 其歎深然者
 因果其科と
 適可不第一
 忠不忠能分
 別而賞罰有
 可事專要也
 無益之働私
 用と構う馬
 の道無器用
 而人數を扶

無益之働私用弓馬
 道之器用而持人數
 之軍宛仍不領也
 流應不花英をそし酒色小家上と痛く
 十一

とくまふると云ふもの

持不之輩に
所領を宛行
詮無哉

諸家之人先
規自知行分
相違無と雖
其時の主人
の心持小依
威勢を振廻
と多少也

既合戦の
道と知須家
に生來所領
と徒兵士と
持不天卜の
嘲と耻不儀
偏に口惜か
る可次第也
如壁書件の

天下に立かよふ武勲いふは
増減あり様もなきものなげけ
小ふるひ意をこころにかけ
の下に居伏せざるを

諸家一人自定規知均分
陸也相違之時依主人心
持振也威勢多少也

既生來演和合我道家徒
取領不持也士不死毛下
嘲儀偏可口惜次第也仍
壁書如件

後いむかゝる武士も武勇の業成
と録る取の取儀とありけり家の業成とありけり
取儀とむかゝる也何の時君恩と報る可
なるんたこの心づけにありけり壁書といふ居處の
日壁に記してある夕々もみくとも名とやかり
とい書物の一件二件小い件も書てあること
云ふ一件といひたまふこととむかゝる事の大少と
さると云はれハ解云ふこととむかゝる事の大少と

永享元年九月十六日

人五百三代後花園院の年号と己酉にあり

永享元年九月十六日

初登山手習
教訓書

右大將者合
戰出立に異
不其故如何
初心之兒童
登山之時者
武士之戰場
に向如

初登山手習教訓書

いふに及ばず初に登山せしむるに
されし初に登山せしむるに
初へのころに教ふる書と云ふこと

右大將者合戰出立に異
不其故如何
初心之兒童
登山之時者
武士之戰場

初に登山せしむるに
されし初に登山せしむるに
初へのころに教ふる書と云ふこと

師匠者大將
軍也硯墨紙
等者武具之
類如也卓机
者城郭の如
筆者打物太
刀長刀如也
文字一々書
浮習覺事譬

師匠者大將軍也硯墨紙
等者武具之類如也卓机
者城郭の如筆者打物太
刀長刀也

文房の具と云ふに類する

文字一々書
浮習覺事譬

武士壹人而
大勢楯籠城
郭小忍入大
敵と止若猶
以一大事也

然名譽於天
下に顯他の
所領と知行
一身と立

ハ其身許耻
辱に非師匠
父母之名と
腐年閑老來
後悔千萬也

幼稚之時師
命に隨不親
の仰と恐不
未練第一而
寺と逃下一

若武士壹人而忍入大勢
楯籠城郭亡大敵影以
一大事也

備前の文字を冠す城郭の如く忍入を人忍入
大敵を亡びし一大利也世教に亡大敵の如くけ
るは向つる徳の字の下に若の字を冠す大敵の
下の車の子を冠す義通也

然名譽於天下知行化
取領此一身立技持後教
眷属の弓箭を名來代

非其身許耻辱腐師匠又
母之名年閑老來後悔千
弟也

學問も誦く不用の人の誰かよくあがる人もなく
その能のこの師匠又母と辱し其おのれも老後の
悔なり齋といはれざるは齋はくると積蓄の
畫あると突の持齋と云

幼稚之時不隨師命不
親仰未練第一而逃下
不學一字一文登空室山

字一文と學
 不譬寶の山
 に登空金玉
 と得不如藝
 能無故每座
 赤面至極之
 才智無故所
 々小於萬人
 之誹謗を受
 者也
 將又敵陣小
 向武士臆病

金玉は不得能
 毎座赤面は極也
 才智無故所々
 小於萬人之誹
 謗を受者也

赤面をいふは
 赤面と云ふは
 赤面をいふは
 赤面をいふは
 赤面をいふは
 赤面をいふは

將又向敵陣武士臆病

第一而合戰
 之場逃者其
 耻辱一期之
 間遁難雪難
 自然家を失
 所領と失武
 具之類を持
 不身の立所
 無而專途小
 立難者也手
 習と合戰與
 爰以同殿

一而逃合戰
 之場逃者其
 辱一期之間
 遁難雪難
 自然家を失
 所領と失武
 具之類を持
 不身の立所
 無而專途小
 立難者也手
 習と合戰與
 爰以同殿

一而逃合戰之
 場逃者其辱一
 期之間遁難雪
 難自然家を失
 所領と失武具
 之類を持不身
 の立所無而專
 途小立難者也
 手習と合戰與
 爰以同殿

故小初學初心之兒童等先此理と專
 小一萬事と抛て手習學問と勵可者也抑才智藝能有文武二道小達者名と天下小揚徳と四海に

故初學初心之兒童等先
 為て理抛兼る之勵手習
 學問と抑有才智藝能
 連文武二道者揚名天下
 於徳四海可乃上古末代
 名人聞大畧以法教有仁

世本乃統旨と愛以し何意の徳を新云
 二字又徳は先達と或るは教を白つたす
 の二字もけづり去べし

顯上古末代名人之聞有可大略此趣

と以心有之少人者諸道藝能を嗜可者也仍而教訓書件の如

此海といはるの海もて國の果までと云ふと古
 末代といはる人の海へあんと云

句の返付使う

朝敵と傾

傾朝敵

本意と平氏とをいふ

累代弓箭の

藝と顯

累代弓箭の藝と顯

累代は先祖の孫五経公より多田の満仲源
頼朝頼朝八幡を那頼朝六條利友が頼朝典厩
頼朝と頼朝と頼朝と頼朝と頼朝と頼朝と頼朝と
頼朝の武名とあはさる大功と云累代はくさぬと
頼朝と云

會稽の耻辱
と雪

會稽の耻辱と雪

會稽の耻辱と雪
會稽は越州の郡名也。越王勾践は、吳王夫差に
敗れ、會稽に圍はれ、三年、越王は、吳王に降す。
越王は、會稽に在りて、吳王の辱を嘗み、雪す。
越王は、會稽に在りて、吳王の辱を嘗み、雪す。
越王は、會稽に在りて、吳王の辱を嘗み、雪す。

忠賞行被可

所思の外虎

口の讒言小

依莫太の勲

功と黙止被

可は行忠賞不思外依虎

口後云は黙止莫太勲功

と川根 魚と莫太ニ字ひろくあひひなりと川

義經犯と無

義經犯と犯家咎確有功也

功有誤無と

誤家内勅氣之間

雖御勅氣と

功と犯しるる事なく功ことあるは誤りなり
細心の勅氣と云ふはと云ふと勅氣と云ふは
も云是日神限の詞と不無と云ふは誤りなり
成程と考へある義と云ふ

空紅涙に沈

空沈紅涙

涙血と云ふは紅なる色と云

倩事意と案

倩案事と案良茶苦の忠言

口に苦忠言

逆耳忠言

口と苦忠言の由及つて事の急を
案トするに軍の細事には逆情と云ふは
智恵の思ふ事と成程大なる事
を云く君の内なる情利と云ふは
我意にいつの良茶の病小功ありに苦
忠直の言の國が小善あれは之を耳に
の云ふ云ふは

茲に因

因茲

後者の取小よつて

讒者之實否

不仕礼讒者之實否

所歎

悲哉此條古

亾父尊靈再

誕之緣小非

誰人々愚

意の悲歎と

申披ん何の

輩々哀憐と

垂ん哉

事新申状述

懐小似

と雖義經身

體髮膚於父

母に受

幾時節を經

不古頭の殿

御他界之間

孤と爲て

佛の教に先の世に修り業滅せしむるに
世に報来るや因果今感慈とる取子也佛に十
二の因縁を説てあり

悲哉此條古亾父尊靈再

誕之緣小非誰人々愚

意の悲歎と申披ん何の

輩々哀憐と垂ん哉

事新申状述懐小似

受身神髮膚於父母

身髮膚を父母より受て毀傷さるは孝のまじり
と孝經小出する句ととりこゝしは誕生せしといふ

不經幾時節古頭殿

御他界之間

牛若丸平治元年誕生翌年正月二日父義朝
尾張守御間北内海長田が被て殺さるる也

いくたぐの時節を經はと云政敵とたふす
は之をべく大まうり智敵之他界と佛説ふ思

と去て極楽天堂小生卜他の界に生する也

為孤

母の懐中小
抱被大和國
宇多郡龍門
の牧小趣從
以來

一日片時も
安堵之恩に
住不甲斐無
存命と雖

幼くして父を死と孤と云牛乳を丸くしに二義

被抱母懐中從報大和國
宇多郡龍門牧以來

母を盤牛乳と懐小入さぬより親族とたより
和州にわかれ候しに終に平家より召出され西
八条に引連し一が清盛を盤牛乳色あるに迷ひ妻
とふし牛乳と助命して報へせられし

一日片時も安堵之恩

雖も甲斐存命

平家より義親の体と召出されしと終に片
時も安堵の恩なく生かひもあくなきと今迄

うたぐんあんと終らると云

京都之經廻

難治之間諸

國流行今在

々所々小身

と隱邊土遠

國に栖し

世の中澄りたる
あも候とては
遠く難き處に
寺小入東光院
牛乳九徑と讀
至夜木の根若
切瑛孫磨の功

土民百姓等に服仕被

然に幸慶忽純熟而平家

の一族を追討の爲上洛

令

手合に先木曾義仲と誅

戮而後

平氏と責傾

爲或時ハ峨々々々巖

石駿馬に策て敵の爲亡

命せんこと顧不

或時ハ漫々大海風

奥州に隠れ住せり

土服仕土民百姓等

迎部にかくは便也、所の極き者凡ふくは、
と野ひ密薪水の用成つてむるのこゝ

純幸慶忽純熟而為追討

平家一族令上洛

幸慶純熟といふの世にある福去て福来り云々
吾となる眼難に世と過せし幸の至る時ふあひ

一平家追討の室角と敵りく、
一と上洛か、深部の運を弁く、
一と先木曾義仲と誅

手合先誅戮木曾義仲也

後

元暦元年範頼我經の毒お六万騎を率一攻上
ら我仲平家と追討一系不立、
余勢を防ぐといへとも我經の誅略に致らば系と
海江州粟津が系不滅亡に

為責傾平氏或時峨々々巖

石策駿馬為敵不顧亡命

命せんこと顧不

或時ハ漫々大海風

と西海に遊居はるごと云

或時漫々大海風波々

破之難と凌
 身と於海底
 不沈んとと
 痛不散と於
 鯨鯢之腮小
 懸
 之加甲胃と
 枕と爲弓箭
 と業と爲

種不痛沈才於海底然鯨
 於鯨鯢之腮

海に沈むる軍に大風荒
 波の難儀と凌ぎ才と海底に沈果んとするこ
 度いふれは鯨鯢の六魚の餌とて痛む
 い濱州八島長州檀の浦の軍小命とせしつ
 に平茹と滅び安徳天皇御登公の後室二位の
 尼公とと下り海に投し余程悉く謀小仗し源氏
 統の基とせし

加之甲胃為枕弓箭為業

魚は弓箭とて業とて夜も甲の袖を片敷
 胃と枕とて業とて夜も甲の袖を片敷

本意併亡魂
 の鬱憤と休
 奉んと欲之
 外他事無

本意併欲身休亡魂鬱憤
 之外无他事

命我とて命とて千辛万苦を經て命を
 古の敵軍小害せしきあり一禁くと時
 き傍と休めなると候と天と戴ざる仇に報
 の外をいふ世のやと候し官をさす
 欲心の軍にあは忠孝の我とあり

刺義經五位
 の尉に補任
 被之條當家
 の面目希代
 之重職何事
 之不加

刺義經は補任五位尉之
 條當家し面目希代し重
 職何し加之

然と雖今悲
深歎切也茲
に因諸寺諸
社牛王寶印
の裡と以野
心と排不之
旨日本六十
餘州大小之
神祇冥道と

確然今悲深歎切也因茲
以諸寺社牛王寶印裡
不排野心し名奉請警日
本六十餘州大小之神祇
冥道確書進教通し起請
文

此の文は其のうらふと云ふを尉官二檢遊
使ふ位尉伊禮ふに任ぜられしは源家の面目やく
重んじ職と務るを何るうこれふ加へる

請驚奉敷通
之起請文と
書進と雖

上の文とけりけられ今我經の才は是れ朝令の
疑を驚り悲深く歎切なりよるう法山より出る
牛五の裡に其心あき名奉請文を書き進むるを
教通にかよふは實に牛五の印といへり其
櫃と毀し進出するを名を名奉請の心を其の心と云
符と名を名と云ふは法神と勅請し進出するを名
あまのうらむ祇はくふらむと云ふは神佛の
冥凡通の及べりうらむるを名と云

猶以御有免
無夫我國者
神國也神ハ
非禮と稟ぬ
ハ不憑所ハ

猶以吾所免夫我國者
神國之神ふ稟此禮不憑
非他偏仰者為廣古く所

他た非ひ偏へんに
貴き殿てん廣くわう太たい之の
御ご慈じ悲ひと仰おほ

便べん宜いと伺うかが高こう
聞きに達たつ令しやう秘ひ
計けいと廻くわい被ま誤ご
無む旨しやうと優ゆう
芳ほう免けんに預あづか
積しゆ善ぜんの餘よ慶けい

家か門もん小せう及およ榮えい
花はなと於永えい子し
孫そんに傳たづなん

仍なほ日ひ來きたの愁しゆ
眉まゆと開ひら一いつ期き
の安やす寧ねいと得え

慈悲

我われ天てん神しん七しち代だい神しん也なり
そは神かみがみして法ほふ神しんも依より
あはれされば法ほふ神しんの神かみも
思おもひに因よ懐くわいさ慶けいを
孫そんれとちり

伺うかが便べん宜い令しやう達たつ聞き被ま廻くわい秘ひ
計けい優ゆう旨しやう誤ご有あり芳ほう免けん積しゆ善ぜん
餘よ慶けい及およ家か門もん傳たづな榮えい花はな於を永えい子し
孫そん

便べん宜い令しやう達たつ聞き被ま廻くわい秘ひ
計けい優ゆう旨しやう誤ご有あり芳ほう免けん積しゆ善ぜん
餘よ慶けい及およ家か門もん傳たづな榮えい花はな於を永えい子し
孫そん

仍なほ日ひ來きたの愁しゆ
眉まゆと開ひら一いつ期き
の安やす寧ねいと得え

仍なほ日ひ來きたの愁しゆ
眉まゆと開ひら一いつ期き
の安やす寧ねいと得え

書紙不盡不併省略令畢諸事御賢察を仰恐惶謹言

文治元年六月五日

源義經

不考書紙併令省畧早法
事仰法賢察恐惶謹言

文治元年六月五日源義經

世に於て元暦元年とあり元暦元年甲辰八月十二日
後鳥羽院即位の年号に代り正月成仲と亡
甲辰二月揚州一の若小和成と遷居せり
執事巴改元して文治元年とあるに甲辰二月檀浦

合我年表に云く疑らくは文治元年に改令
細くさればいと時とふまふに

進上 因幡守殿

進上 因幡守殿

因幡守大は廣元一人五十一代平城天皇
この皇子阿保親王より出く中御云區房より
曰代前大孫を治承四年天下及びの御能と
して御軍に代天下の事成あり政所高入道
是阿と法名一嘉禄二年六月卒以享年八十二
兼實仁の長者と云傳ふ

義經合狀

義經合狀

初々の新ひ解さるゆゑ義經文治三年
の比奥州の秀衡を頼りて下りて秀衡を
君のまゝに頼りて教書を下りて義經を
討しめりし時秀衡の病に卒し其子泰衡
兄弟ついに義經を夜川の館に圍て義經自
害し自ら首を交授にかゝりていふ合狀あり
鎌倉に送りし

謹白抑義經
末期賤も清
和之臺と出
多田の満仲
の家と繼自

謹白抑義經末期後出清
和之臺と出多田満仲家
以來

以來

未だ終つていぬ夜川の館に圍を置給のさむくて
頼りて下りし時秀衡の病に卒し其子泰衡
兄弟ついに義經を夜川の館に圍て義經自
害し自ら首を交授にかゝりていふ合狀あり
鎌倉に送りし

繼父清盛小
隔被

正偏繼父清盛

義經の母を平相國清盛公の妻とするゆゑ繼父
と云しあり

邊土遠國を
插と爲土民
百姓等に服
仕被

然と雖當家
之御運を開
勅宣之一小
於撰被

或時ハ野小
臥山に伏又

或時ハ漫々
海上風波之
難と凌

敵徒の首を
切鯨鯢之腮
に曝

三年三月小
責靡其耳に
非大臣殿父
子を生捕京
鎌倉と渡

為插遠土遠國被服仕太
民百姓等

雅然用尚家之御運は撰

於勅宣之一

高加ハ其の初命宣旨を發するに天下の武士歸する中次第に宣旨と稱するも云々

或時ハ野小臥山に伏又

海上風波之難と凌

敵徒の首を切鯨鯢之腮に曝

後ハ其の軍に討たれ取の首級と大氣の腮を

責靡其耳に非大臣殿父子を生捕京鎌倉と渡

三年三月小

治承四年八月相好院宣と稱するに
我を揚らりしより源平合戦止は壽永元年
至るに三年三月大長殿又子ハ從一位内大臣

源氏會慈の

耻辱と雪と

雖

梶原ケ讒言

に依空莫太

勲功と黙止

被親兄弟儂

侍壹人に思

召替被と唯

是不運と存

將又前世の

業因と感む

るに似たり

仰願梶原父

子之頸と切

義經に於手

向被者今生

後世之恨有

可不

源氏會慈の
字盛子女御の
元禮の浦の軍に入
とを引渡して
世の事

雖梶原源氏會慈恥辱

會慈の故車

依梶原讒言空は黙止莫
太勲功親兄弟儂
侍壹人唯召替被
是不運と存
又似感前世業因

梶原源氏會慈の
恥辱の事
源氏會慈の
故車

作那切梶原父子之頸被
手之於義經志不可
生後世之恨

梶原源氏會慈の
故車
源氏會慈の
恥辱の事

萬端多と雖
筆紙小盡難
恐惶敬白
文治五年閏
四月廿八日
義經

萬端多と雖
筆紙小盡難
恐惶敬白

文治五年閏四月廿八日

義經

とあり士雨の石ありて不双の露風出
樹は茂れ海は静く人を害しゆ急天下の
是を恐りて子孫に傳へたるの系
系よりか種會の出路よりい
丁公雍園を好むを張良忠不忠
高祖を諱るるが親朝々系時を
今生後の世までも怒あふとあり

自害と扱ふ一武者を以て
我徳大明神と崇め彼武の人
ありと云 辨慶を人使ひと云

進上 源右兵衛佐殿

平治元年新右衛門佐二位大納言
國小流されけり
年総退捕使と成り

進上
源右兵衛佐殿

西塔の武藏坊辨慶最期書捨之一通

抑若年之時身を雲州鰐淵山に于寄

童形自以來日夜怠不粗阿吽之二字と試

況鬢髮剃除そのの頃小至偏小真言不思議の窓小向てハ轉

西塔武藏坊辨慶最期書捨之一通

辨慶の父祖いづれの書も詳ならず若年の時に出雲國鰐淵寺播磨五書字山に在て書と稱し後年比叡山の西塔に父を奉り武藏坊と稱し僧學して強識剛力無雙あり我經小隱承して軍中を奉り文治五年我經自害の時奥州夜川に戦死しけり此書と稱し元氣初書撰と云しと

抑若年之時身を雲州鰐淵山自童形以來日夜

不怠粗試阿吽之二字

童形自以來日夜怠不粗阿吽之二字と試
童形自以來日夜怠不粗阿吽之二字と試
童形自以來日夜怠不粗阿吽之二字と試
童形自以來日夜怠不粗阿吽之二字と試
童形自以來日夜怠不粗阿吽之二字と試

況鬢髮剃除其の頃小至偏小真言不思議の窓小向てハ轉

顯密之秘法
と極

入定座禪の
床に於て
倩金胎兩部

之奥藏と探

大日不二之
法尤以太切
也

此の書の時より久しく秘法と云ふて
といふ種に秘法と云ふて思ふに凡
べうと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
凡に打ちしと云ふと云ふと云ふと云ふ

秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

於入定座禪有倩探金胎
也於奥藏

秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

大日不二之法尤以太切
也

秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
秘法と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

我母之胎内
と出自以來
禁戒を犯不
全五常之道
を護現當二
世の本懐と
達せんと欲
之處先世之
宿縁道難而
今將に果者
歟

ありとの妻

我自出母之胎内以來不
犯禁戒全護五常之道歟
達現當二世本懐之至先
世之宿縁道難今將果者
歟

禁戒の國の擡と云仁我記智依の又人の
ころ及ゆゑをにゆくまはれそのあはれはた
そのたといひはばいも愛ふるにあらばれはる
印て失礼はあはるるをゆるぎなきをたはるる
にたはるるをたはるるをたはるるをたはるる

爰源の総領
征夷大將軍
の末子牛若
御曹子賢仁
異相之若君
也

爰源總領征夷大將軍末
子牛若治曹子賢仁異相
之若君也

現世未來と三世と現當の三世は未來と
ありて三世の女懐と遊せんと欲はれに
傾くは去の罪と減しけり世成安く未來と
らんと思ひし先の世の宿業ありて未來と
のれがく今やわづらひと果そむ時長
せしとやうに説ふ禁戒は美云宗のいまあ
又通に

源の惣領と書しは我祖の六條我友の
惣領也之征夷は六條我友の

都五條の橋
に寄夜行の
悪黨とと
んが爲辻斬
之風聞之と
承取廻弓馬

の家を生勝
負之思と起
既に早速入
洛致橋の邊
にイ夜前從
五更の天小
及
差合浮船浦
の浪飛龍臥
龍の影の手
拙者嗜の本
手者虎亂清

大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて...
大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて...
大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて...
大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて... 大なる軍に代りて...

寓都五條橋為亡夜の急
黨辻斬風聞承之貳廻
生弓馬家記勝負思既
早速致入洛不橋邊洛致

お及五更毛

牛馬丸亡又我の返若小... 牛馬丸亡又我の返若小...
牛馬丸亡又我の返若小... 牛馬丸亡又我の返若小...
牛馬丸亡又我の返若小... 牛馬丸亡又我の返若小...
牛馬丸亡又我の返若小... 牛馬丸亡又我の返若小...

差合浮船浦浪飛龍臥就
影手拙者嗜本手者虎亂
清

眼入隱顯籠
手薙手開手
十文字蠟螂
芥とて我
終に追伏被
君臣三世の
契約を爲畢

開手十文字蠟螂芥我終
追伏乃君臣三世之契
約早

浦の浪ハ半の力能法有るに
浮る船のにおにまうせて渡らざるは浦浪の
よせてハ引くくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云
新のよりくくりに在りて此に在ると云

爾自以來師
傳奉仍副將
軍と號以關
西三拾三箇
國を宛行被
雖大將の不
運歟一日片
時所知の本
意を遂不萬

爾自以來師傳仍副
將軍雖宛行國西三拾
三箇國大將不運於一
日片時不遂所知之本
播系民禁煥

太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り
太子皇子あり侍ありて君の御不侍り

民の鬱憤と
播と無

動平家を追
討の爲數萬
の軍兵と卒
一所々の城
郭發向之刻
屑に非ども
某又供奉仕

夏ハ炎天と
凌冬ハ雪霜
と戴陸に在
則魚鱗鶴翼
の陣と張張
良ガ智略と
作物冷矢倉
の上に月を
眺夜を明

西海に赴則
夜ハ千尋の

法匠とともには半を授け仕へたるを以て
大將軍あれを我經副將軍と号し副は之を
初雲東にまさせ我經國西を宛行るは
河州遠坂の雲とす名く走より東を雲とす
西を雲西とす日輪を二ツ小くも由多三十三
莫古の經を授け世も流るるは之を名
播る一日も初雲東にあり民鬱憤は之を
初爲追討平家軍數萬軍
兵所々城郭發向之刻
屑又供奉仕

夏凌冬ハ炎天と雪霜と戴陸に在
則魚鱗鶴翼の陣と張張良ガ智略と
作物冷矢倉の上
に月を眺夜を明
西海に赴則夜ハ千尋の
赴西海也
夜ハ千尋の

波底小鈿を懸船と繁晝ハ汀に推寄終日樊噲が勇を爲古武王蓬華野之軍再來をる者歟

已凶徒を責伏もに至ハ本意を達セんと欲る之處梶原逆櫓之遺恨に依讒者意鞫而偽又實と爲

油盤志弘魚推寄汀終日爲樊噲勇古武王蓬華野之軍再來者歟

世にハ四海と書リ四海ハ四方の海を指すにありて西海ハ改むべし曰く海軍れざるを後州ハ海に在り平勃と改むと海軍れざるを切てあるハ紅を繁紀又ハ汀に打よる我を繁紀樊噲の言祖の后呂后の妹壻言祖後人の伝て武勇劉誼双が時々の舎に門圖と拙破楚の項羽の極威を挫く華楨之周の武王天下ハ八百の法候と舎しと殷の付王と討亡せし蓬華野の軍再び出來る

已至責伏凶徒欲達本意
依梶原逆櫓遺恨終
志鞫意を偽又爲實

凶徒ハ平勃之平氏悉く滅亡小呂后今ぞ存すを達し實西の民と安んぜざるの梶原平三系時私の志恨より我經運心ありと讒するも多孫食及み我經の武畧鬼神も欺くべく疑をせし除んとする意ありは兄弟不和となる運櫓と我經曰く海に渡海し平勃と討んを渡遠と船出の時猛風あり水主櫓取船を出しより櫓系を謀み東玉の去り跡を小あれし船小別ざれ船のありに運櫓を退自在なりしんと中我經の所て舟の迹より跡を利意をかし故に向ハ武士の本意

御兄弟不和
之旨趣
豚と和
も磷不結句

雪上に霜を
加如誠に胡
越千年の隔
と作日往月
來と雖更に
御赦免無

彌疎遠み而
拙者迄心を
焦骨を削と
范蠡二十餘
年流浪をる

小舟を握りて自由にするハ後病ふあり
と云々... 勢を以て俄に大風に出
出さしげ風をよもやと油のせし
多れを平肝をうりあひ暫時不
勢ハ遙におられ玉わりを海上の
願す天物の不為れ云々一是
軍を引切んとするに折用つけ
あうれよ〜と訓読不執念ぶ
うりてもさうれぬる〜今日も
後それバ後ハいゆるも実とあ
ついに人を傷かす

御兄弟不和之旨趣豚と和も磷不結句

胡越千年隔離日往月來

更無此赦免

救免無此... 中々さへ却て雪の上に乗を
を悔よむ〜胡越ハさびす
るに及と云々

彌疎遠み而拙者迄心を焦骨を削と
范蠡二十餘年流浪をる

骨同范蠡二十餘年流浪

小同
茲に因て都
五條油の小
路小於澁谷
土佐入道竊
之時者八尺
貳分之手來
削三十二の
疣を落訖

其後我君吉
野に閉籠鐵
塔踏破の勢
異國本朝比
類無者歟

中就関東下
向之刻文武

從^テ以^テ其^レ五^ノに囚^メ是^レ二十^ノ餘^ノ年^ヲ辛^ク苦^シシ^クシ^テ是^レを
其^レ怨^ハの如^ク辱^シを^シと^シて^シ加^ヘ事^ヲ縲^シ獄^ニ狀^ス不^レ足^ル故^ニ也

因茲於於五條油小路澁
谷土佐入道竊之時者八
尺貳分之手來棒削八角
為三十二疣訖

文治元年十月朔朔日土佐坊島俊を懲^ル刑^ニ我^レ經^ヲ
を^シあ^ハる^リ付^シむ島俊足あ^ハる^リ此^レ種^ノの^ノ跡^ヲ
犯^ス諸^ノ文^ヲを^シ書^キて^シ匿^ル死^シシ^テ其^レ子^ヲ近^ク小^成く^シて^シ夜^ニ
を^シそ^クに^シ我^レ經^ノの^ノ河^ノの^ノ所^ニへ^テ我^レ付^シせ^リお^シり^遊
び^出て^シ河^ノに^テ人^ヲなく^シ我^レ經^ノの^ノ妻^ヲ靜^クく^シて^シ働^カせ^り
辨^度が^鉄の^棒も^合我^レに^刺く^八角^となり^遊も^さる^子

其後我君吉野
踏破勢異國本朝
者歟

謙倉殿より詔^ス小^成ら^しめ^りゆ^ゑ我^レ經^ヲを^シ捕^ムんと
と^シる^リ其^レの^ノ多^クし^和州^古州^の小^成ら^しめ^りゆ^ゑ我^レ經^ヲを^シ捕^ムんと
捕^ムんと^シて^シを^シ鉄^ノ塔^ヲを^シ踏^キ破^クる^リ飛^出し^て我^レ經^ヲを^シ見^ル付^シ
ち^とし^て逃^がは^しる^リ其^レ働^カせ^り唐^日本^中も^比あ^ハる^リ也^シ也^シ
こ^の由^を云^ふ

中就関東下
向之刻文武

二道の名將
 爲と雖一身
 置難時身と
 窶名を韜跡
 を隱天高と
 雖踞地厚と
 雖荒踏不
 漸忍通之處
 折節關守富
 櫛小奇被而
 辨口と叩敵
 陣而廻文の

箕小探當少
 も騷不逆に
 捧披露と遂
 鰐の口と遁
 當國小下著
 天命今于
 期せり

文武二乃名お一身難並
 時窶身韜名隱跡踏毛言
 漏維地厚不荒踏

我經多武家伊勢伊勢の國に忍びあぐともさず
 かく奥州にひびくと山伏の姿となり天に昏
 とく先地ふぬさきして銀鬘を纏ひ

漸忍通處折節關守富
 櫛小奇被而辨口と叩敵
 陣而廻文の

披露遁鰐口下著當國天命今于

我經とをりん爲経念の命として
 新美を履て改させぬか笑の玉安宅の美に
 美富櫛少平の並我經と替て攝人とに
 辨口と叩く敵通んとせしに負するを改に及
 て我經法て抄廻討の室名を中下一味と語
 たり連名の廻文と足替する時辨度少も経に
 傳仍初色の姓と披露一むるを遂に擗げそ
 と俄に讀要欺あせく鰐の口と遁をさる
 して高き奥州に著し天命今のゆふり
 假山伏我經武花坊龜井六并を法片室八并
 伊勢三年良盛波河次并傳重左近義人兼房源
 八去湖廣經備前并氏重經井右并季經

然所秀衡子
息三人謀叛
に依俄小君
臣共に籠鳥
の栖と作

尾三并我久謙田七年包之從十二人と云一書に
傲くあるせり我經記の憑と姓名實名如しく差
あり然るることあり

然所依秀衡子息三人謀
叛俄君臣共籠鳥之栖と作

秀郷七代清衡の孫一出生押候使として威勢奥州
にふるり我經をかくまひ言被殿と云び未だ其を
して我經に玉替成流しむ然るに秀郷の子息我經
を并玉御伊達次并春御本吉冠者言御等我經
を付べき室名ありて謙余殿より一教書を賜ふ
俄にん変しく夜川の館に押寄圍にゆいて我經
之從俄に我經の爲のむに栖と云ふに春衡の弟泉之

并忠衡ハ我經に一味して付死せり

情事の意と
案むるに四
國戰場之雜
言者良藥口
に苦金言耳
小逆者也須
申状有と雖
倭人道小横
更に上聞よ
能不

情案事主四國戰場之雜
言者良藥苦は金云逆耳
者也須雖有中状倭人横
道更不能上聞

つくづく我經の事ありしに
の爲に西へ渡りし時渡辺福清より大風吹出候
系と逆擲の事ありしに
良薬病小治あれは味に
て耳に軍と記さるるに
状おれは倭人遮て上軍に
せむとなり

私不運の天命也忽感涙
 肝に銘ト言
 語道斷高館
 の麓小於數
 日の合戦衣
 川千里と赫
 小古鳥江
 の邊小於高
 祖項羽之軍
 豈之に如ん
 哉

私不運天命也忽感涙
 肝に銘ト言
 語道斷高館
 日合戦衣川
 千里於古鳥
 江之邊小於
 高祖項羽之
 軍豈之に如
 ん哉

辨慶不運天命の命を
 あらひし時を感涙行に
 いふべきも語も及ば
 思ひつれ奥州言彼の
 衣川血と流しふる里
 今を及まざりしと深
 の言はれし漢軍の軍
 も

然と雖貞女
 兩夫に見不
 賢仁二君小
 仕不先言堅
 固に保訖弓
 箭の面目此
 事歟今日一
 命と弄名と
 萬天小揚譽
 と後代に貽

然と雖貞女
 兩夫に見不
 賢仁二君小
 仕不先言堅
 固に保訖弓
 箭の面目此
 事歟今日一
 命と弄名と
 萬天小揚譽
 と後代に貽

貞女
 上の祠をうけてさあれたと云
 が貞女あまふまへにの海を引く
 先哲の語を望

者也

右之一通明
日披見旁御
一感に預可
者也

固にたれらるるに我經をよと君とたのそてはうあ
を燈りしるは流さるるに引籠むての面目を
事之今日辨慶衣川一命を為せども名ハ兼代の
天小あげ武勇の業を後の代まゝに始りその史記は
齊の王城が語を長ハ二君に事は烈女ハ二丈に文は
と云て燕に後自經く死はとあり

右之一通明日披見旁御

新法一感者也

右之辨慶の一日披見旁御
慶が誠心一に感に預可
辨慶は君田入及寂間の男にて仁平元年四月八日
誕生に佛生に成り其仁丸と名く叡山に入一世人鬼
若と名く西塔に空房ありしに擡てこに入辨慶
と改名に夜川を流死と傳り實は後世傳小傳り

一と名くされは古書に志ると能授ありは

文治五年閏
四月廿七日

文治五年閏四月廿七日

倉田小年号の辨くは一廿八日廿七日一日のたひ
あり

附て云辨慶を名く何人小始りし事辨慶ハ辨慶
右の字目まふ之弁ハ左右大中小の弁をてえむり
通して利の字ありは弁ハ官名の字ハ又慶の字漢名
異者キヤウして慶賀條慶年号の辨漢系をて
慶雲に依る何り小倉百首の惠慶法師お門時代の年号
天慶辨慶房徳の名あれを異者小漢ばを何人か
初し本名義仲の使りし大吏房是明を漢名に明
とよて天台の座首明雲傳正を明雲と漢名小むり
文及小く誤來て改る人もありて後學の見
合と伝

熊谷状

直實謹言抑
今度不慮に
此君と參會

奉吳王句
踐之戰を得
秦皇燕丹之
怒と排直に
勝負を決せ
んと欲刻

熊谷状

熊谷ハ桓武天皇十二代平盛方勅
を蒙り子直貞二業母に侍れ武州下
り成長して熊谷次郎直実と号し大
里郡少く熊を殺し十六歳の時私市
一黨の旗幟とある私黨の旗幟
と云之直貞より三代目直実之保元
平治合戦十七歳の因みく源氏譜代
の臣丹治姓之振州一の右の軍に平治の
公達教書を討つ死骸を敵陣に送る
一時の状

直實謹言抑今度不慮奉
系會し君得吳王句踐之

戰排秦皇燕丹之怒と欲
決勝負刻

一の谷合戦の時冬城正二の盛令の三男
を位下を友大支教書父の名代として戦場に
あつた熊谷直実と云ふ系直実と見えてはち
をばせんとするは吳王直実と云ふと戦
五を擡み玄徳山に極む范強が謀にあつ
國小放ち海され遂に吳を伐て一時に亡せし
其戦のどくと云ふ秦の始皇燕の友子丹と云
質に取し小姓に飼ふ父に事せんを強ひたり
始皇白兎鳥出ると云ふ汝城ゆるし海さんと
丹至孝なるを天の寵輝ありや白鳥は始皇
驚て子子をゆらけ玉よ海に荆柯秦舞陽と云
人の力士を秦に使し謀て始皇を殺さんと
事成

俄に怨敵の
思を忘速に
武意の勇を
抛て還て守
護を加奉所
後從雲霞の
大勢襲來落
花を爲と時
を過不

縦直實源氏
を背始平家
に參と雖彼
ハ多勢是ハ
無勢也樊噲
却養由ヶ藝
を慎

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

縦直實源氏始維系平

彼多勢是無勢也樊噲

却養由藝

縦直實源氏始維系平
彼多勢是無勢也樊噲
却養由藝
俄に怨敵の思を忘速に武意の勇を抛て還て守護を加奉所後從雲霞の大勢襲來落花を爲と時を過不

茲^{こゝ}直^{ちよく}實^{じやく}適^{じやく}
 生^{なま}を^を於^お弓^{きう}馬^ま
 の家^け小^{せう}請^{じゆ}謀^{まう}
 を洛^{らく}西^{せい}に廻^{まわ}
 怨^{うら}敵^{てき}の旗^{はた}を
 讎^{あだ}敵^{てき}を宥^{なほ}ん
 と天下^{てんか}無^な雙^{じやう}
 の名^なを得^えと
 雖^{なほ}蚊^{ぶん}虻^{べい}の聲^{こゑ}
 雷^{らい}を爲^な蟪^{かい}蛄^こ
 集^{あつ}て立^た車^{くるま}と
 覆^{おほ}と爲^なら如^{ごと}

于茲^{こゝ}車^{くるま}實^{じやく}適^{じやく}請^{じゆ}生^{なま}於^お弓^{きう}馬^ま
 家^け廻^{まわ}諫^{かん}洛^{らく}西^{せい}讎^{あだ}怨^{うら}敵^{てき}旗^{はた}宥^{なほ}
 敵^{てき}隆^{たか}得^え天^{てん}下^か雙^{じやう}名^な蚊^{ぶん}虻^{べい}
 聲^{こゑ}爲^な雷^{らい}蟪^{かい}蛄^こ集^{あつ}如^{ごと}爲^な覆^{おほ}立^た
 車^{くるま}

洛西に諫をめぐらんと云々
 讎に諫をめぐらんと云々
 敵に諫をめぐらんと云々
 旗に諫をめぐらんと云々
 宥に諫をめぐらんと云々
 雙に諫をめぐらんと云々
 名に諫をめぐらんと云々
 蚊虻の聲をめぐらんと云々
 雷を爲蟪蛄集て立車と覆と爲ら如

然^{しか}に弓^{きう}を挽^ひ
 矢^やを放^{はな}劍^{けん}を
 拔^ひ楯^{たて}を築^{つく}命^{めい}
 於^お同^{どう}方^{ほう}に奪^{うば}
 人^{ひと}與^よ寧^{ねい}名^なを
 於^お西^{せい}海^{かい}の浪^{なみ}
 に沈^{しず}ん自^{みづか}
 他^た以^も家^けの面^{めん}
 目^めに非^{あら}哉^や
 中^{ちゆう}就^{じゆう}此^{この}君^{きみ}の
 御^ご踈^そ意^い仰^{おほ}奉^{たご}
 處^{ところ}唯^{ただ}御^ご命^{めい}を

與^よ愁^{しゆう}挽^ひ弓^{きう}放^{はな}矢^や拔^ひ劍^{けん}築^{つく}楯^{たて}
 奪^{うば}命^{めい}於^お同^{どう}方^{ほう}寧^{ねい}沈^{しず}名^な於^お西^{せい}
 海^{かい}浪^{なみ}自^{みづか}他^た以^も家^け面^{めん}目^め式^{しき}
 中^{ちゆう}就^{じゆう}此^{この}君^{きみ}の御^ご踈^そ意^い仰^{おほ}奉^{たご}
 唯^{ただ}御^ご命^{めい}於^お直^{ちよく}實^{じやく}適^{じやく}可^か奉^{たご}

於直實小下
 給御菩提と
 吊奉可由頻
 に仰下被間
 計不涙と押
 乍御頸と給
 畢
 恨哉直實此
 君與惡縁を
 結奉歟其深
 と怨敵の害
 を爲奉

然と雖是逆
 縁に非何ぞ
 互小生死の
 紐を切く一
 蓮の身と爲
 た却順縁に
 到不哉
 然則閑居の
 地と示宜御
 菩提吊奉宜
 者也直實申
 狀實舌後聞

吊也菩提由頻被仰下間
 不計也押涙御頸給畢

今更哀情切あれ、越實に怨敵の思ひをあひひて涙うれうと候を、給ふ不唯前を付せんといひ、ぬひくならあをを吊うとあるゆゑ、涙をかこいし首級を給ふとあり

恨哉直實与い君奉結忌
 縁於其深奉為怨敵害

前世の宿業ふれ因縁あることきうありけし

雖然是非逆縁何互切生

死紐為一蓮身却不到順
 縁哉

死れども縁と云べり、はこもに生死流転乃紐を切て一蓮、蓮生の糸ともなり、何ぞ順縁と云ふらん

然則示閑居地宜菩提吊奉
 菩提吊奉宜者也直實申
 狀實舌後聞

閑居の地をあらわし、教養のほ涙をそよひ、まると候を、越實に我場より發心しつゝ、不建久三子奉

其隱無者歟

十二月廿五日通世して... 望固之承元... 州大里... 乃... 下... せ... 心... 個... 握... 誓... びり

此趣を以然

可洩不御披

露有可者也

誠恐謹言

壽永三年二

月八日

丹治直實

伊賀平内左

衛門尉殿

以て洩可然不洩のむは
披露志也誠恐謹言

壽永三年二月廿日丹治直實

安徳帝の年号... 討八日小送... 後鳥羽院即位元暦元年とある丹治直實

進上伊賀平内左衛門尉殿

經盛返狀

今月七日攝
州一谷に於
敦盛を討被
死骸并遺物
と送給畢

華洛故郷を
出各西海の
波上に漂從

此書は友方より二三位参上りて經盛の書を送り
すを據て平朝の侍大お伊賀平内方侍を送り
しなり

經盛返狀

敦盛の又二位参上りて經盛の書を送り
貞盛の男を討入る津海公の
船之趣實への返狀なり

今月七日於攝州一谷に討殺
死骸并遺物送給畢

遺物の事とせしものにて敦盛を甲冑母夜
送給の事なり

華洛故郷者從漂而海
波上以來運命之始思

以來運命の
盡と始思驚
可小非

又戰場に臨
何二歸と
思ん哉生者
必滅ハ穢土
の習老少不
定ハ常の事
也

然と雖親と
爲子と爲と
先世の契約
淺く不釋
尊も御子羅
喉羅尊者と
悲の應身
權化猶以斯
の如況底下
白地の凡夫
に於と哉

可擊

平氣の古々ハ運命の有り者ハ一ツを云々して其
可擊にあり

又臨戰場何思二陣哉生
者必滅穢土習老少不定
爲事也

世々小戰場と云々我の城と惟中急との字衍字
あり生あるもの必滅するハ世のありは老と云々
佛教ニ世ハ穢土と云々けり

としてさよふに云といへり

雖然爲親爲子定世契約
不淺釋言然法子羅喉羅
尊者應身權化猶以斯
況於底下白地凡夫哉

親子ハ一世といへども世に親子となすハ先世の契
約ありぬ因縁あるふこそ釋言を考違太子と云
中天竺淨飯大王の王子耶輸多羅女を妻と羅
喉羅と云ふ子ありしに十九歳の二月八日五氣を吐
き妻子を捨て檀持山に於阿羅と云他人小つへ
羅の苦行しと成及し世と作れり云々

然者去七日
打立朝從今
日の夕不至
まで其俤未
身を離未燕
來轉とも其
聲を聞と無

然者去七日
打立朝從今
日の夕不至
まで其俤未
身を離未燕
來轉とも其
聲を聞と無
然者去七日
打立朝從今
日の夕不至
まで其俤未
身を離未燕
來轉とも其
聲を聞と無

鴈翅と雙飛
歸と雖音信
と通不

必定討被之
由傳承と雖
未實否を聞
未間偏に其
證明と知ん
と佛神の祈
誓一奉感應
と相待處七

必定討被之
由傳承と雖
未實否を聞
未間偏に其
證明と知ん
と佛神の祈
誓一奉感應
と相待處七
必定討被之
由傳承と雖
未實否を聞
未間偏に其
證明と知ん
と佛神の祈
誓一奉感應
と相待處七

簡日の舟に
彼が死骸と
見ると得と
り是則佛神
の與所也

然間存小ハ
信心彌肝に
銘ト外ヨハ
感涙咽で之
増良心を
催衣袖を浸

但生二歸來
が如又是相
活に同

抑貴邊の芳
恩小非んバ
争り之と見
とと得人哉
一門の風塵
皆以之捨況
怨敵と哉和
漢兩朝と尋

世に必死の定めありては、死後何處に生かすかは、人の業に依りて定まるべし。然るに、佛の教に依りては、生死の業を断つて、涅槃の境に至るべし。此の理を、佛の教に依りて説くべし。

然間存小ハ
信心彌肝に
銘ト外ヨハ
感涙咽で之
増良心を
催衣袖を浸
活
但如生二歸來
淚咽増之僅
然間存小ハ
信心彌肝に
銘ト外ヨハ
感涙咽で之
増良心を
催衣袖を浸

肉と外と、經書の外に、佛の教に依りては、生死の業を断つて、涅槃の境に至るべし。此の理を、佛の教に依りて説くべし。

抑貴邊の芳
恩小非んバ
争り之と見
とと得人哉
一門の風塵
皆以之捨況
怨敵と哉和
漢兩朝と尋
抑貴邊の芳
恩小非んバ
争り之と見
とと得人哉
一門の風塵
皆以之捨況
怨敵と哉和
漢兩朝と尋
抑貴邊の芳
恩小非んバ
争り之と見
とと得人哉
一門の風塵
皆以之捨況
怨敵と哉和
漢兩朝と尋

抑貴邊の芳
恩小非んバ
争り之と見
とと得人哉
一門の風塵
皆以之捨況
怨敵と哉和
漢兩朝と尋

古今未其
例と聞未

貴恩高と須

彌山頗下芳

情深と蒼溟

海還淺進之

を酬未來永

くさり退報

せん小然

過去遠と

り萬端多と

雖筆紙に盡
難併之を察
せ恐惶謹言

壽永三年二

月十四日

經盛

熊谷次郎殿

撰てうろくをばいせんや教の屍をや書実が如く
情を武夫に和漢の古より今もいさるる例をば
わ印の塵と云ふ

貴恩高と須彌山頗下芳
情深と蒼溟海還淺進之
を酬未來永くさり退報
せん小然過去遠と
り萬端多と

仙經に海深山あり蘇盧是之と云ふ八万由
能とあり仙書に俱會備ふり茶海海ありと

蒼溟の二字海深山あり蘇盧是之と云ふに書て溟の字を
かへて海深山あり蘇盧是之と云ふに書て溟の字を
云の遠死より報いされば報トと云ふと云ふ
報と紙とに記されねば併て撰案ありと云

壽永三年二月十日 經盛

熊谷次郎殿

曾我狀

今月廿八日
之夜富士野
之狩場に於
曾我十郎祐
成同五郎時
致謀叛を巧
御所之御陣
に押寄伊豆
國の住人ユ

曾我狀

曾我十郎の事に依て
曾我祐伝一の状あり

今月廿八日之夜於富士野
之狩場曾我十郎祐成同
五郎時致巧謀叛押寄所
之御陣に伊豆國住人
藤左衛門尉祐經備前
國住人吉備宮王藤内
と殺害すと云

云々

藤左衛門尉
祐經備前國
の住人吉備
宮王藤内と
殺害すと云

建久四年癸丑二月十六日
卷持あり日中の大小船十餘万の勢
祐成二十二年八月河津三年祐經の男
に思ひ入る亡父の敵祐經を討つ時
の妻の祐經を五右衛門系氏といふ
と殺るるを祐經を討つ時
を免れしむるを祐經に討つ時
かの飯沼止翁に祐經が飯沼
酒宴の後に祐經を招き
肉ハ美濃川の魚を捉て
周季狼親大方ありは陣
を討つて曾我十郎を討つ
を討つて曾我十郎を討つ
を討つて曾我十郎を討つ

甚以奇怪之
次第之仍其
身と誅戮被
訖然舎兄小
次郎舎弟禪
師房同心之
由其間有時
日を廻不召
進被可之由
小候也仍執
達件の如

討んと数年辛苦一終に年を達せりあり

甚以奇怪之
次第之仍其
身と誅戮被
訖然舎兄小
次郎舎弟禪
師房同心之
由其間有時
日を廻不召
進被可之由
小候也仍執
達件の如

誅戮もころすと訓者我兄分社位に
進之由也仍執達件

中へん之社威仁田に年忠孝に討れ河津の二并
時邊と生擣てなる由急速に刑せらる推致討の旨編
と尋る小工友と河津の毒大穢冠澤定公より
出て狩野河津を夫友系次郎の熱故工友跡は武志
取社次と云け熱故工友在清の社位也一層社位
取次の次男伴友次郎入及社親と云け熱故河津
三年社位なり猶色に社位と社位と云く後中
なり猶るに河津英の座を換せらるに
て社位ふく河津社を振之安元二丙申十月河津
三弟伊豆の奥の村より河津赤澤山の藤八
少弟の境小社に社位密に若堂大見小友を家
取八捕三年社位に命して社位を社位とすむ
時社位一丸とて二業時社位一丸とて二業
時社位を妻友我を社位に再嫁し子息の
取に若くは急者我を氏とけけ時社位を
いまは流人なる情極ありりりりの見分社位を

建久四年五月晦日
梶原景時

吳父同腹の兄は徳病として重なるに病は禰師
房と云は禰師討たるもあく証生ずしと云ふの
孤一伊東九郎禰師は禰師あはれて禰師の山
寺のみを傍を為し伊東の禰師といふ九郎禰
潜堀に合戦討死の後武義子我佐子
と号しるるが為我佐子伏誅の後徳倉より我佐
小命に命をけて自害しいま死し後と云ふを
捕へて徳倉に引きて大云を以て徳倉の肝を
英雄の法師と執をい浄を執次をいふ
建久四年五月晦日梶原景時

建久四年五月晦日梶原景時

建久八年十二月後を相院の年号突且一系時
ハ高皇王の三男禰守府お軍上徳少平良益
又代村園小又平忠道の次男禰倉持大夫系
通より四代の孫とて土師高村を禰師一人の

曾我太郎殿

梶原景時より又ハ梶原平三系時廿五へ一世平
三系時とみて苗字を記し奉書の所はあはれ

曾我太郎殿

同返状
去晦日の御
教書今月三
日到著謹而
拜見仕候畢
抑小次郎禪
師房召之事
小次郎者京
都住居之由
承及候各別
小御使者を
以召被可候

同返状
去晦日所教書今月三日
到來傳内拜見仕候畢
抑小次郎禪師房を召し事
小次郎志系都住居之由及
承及候各別以召被可候
上作
凡帝王の命を傳ふと宣旨法皇御洞に隱居親
王宮方に令る御軍の作を傳ふと御教書といふ

看我の在年伊豆の御所に在て三日に到來ハ
緩急之者別ハ別候事と云に同ト小次郎ハ此年
百もあく病死せり

禪師房者浪
人之間行方
と知不候小
依召進むる
に及不候此
旨と以能く
御申有可候
恐惶謹言

禪師房者浪人之間行方
依召進むるに及不候此
旨と以能く御申有可候
恐惶謹言

一旦禪師房ハ武藏の御所に在りて養子と稱せし上出
御の身ありて源人由及候方と云らるる事ハ
ありあり

六月五日
曾我太郎

進上

梶原平三殿

六月五日
曾我太郎

進上 梶原平三殿

古状拵澄注終

玉巖堂藏版目錄

梧窓漫筆

錦城太史先生著

全二冊

先生平日隨筆刻記ノ書也古今治乱ノ
本原ヲ推シ風俗ヲ隆ノ係ル所ヲ論シ
博ク経傳ノ史ヲ作テコレヲ証シ又學
術ノ邪心ヲ辨シ天人ノ秘蘊ヲ漏ス實ニ
天下有用ノ珍編ト云フ

同後編

同

全二冊

前編ニ漏レタル妙論ヲ載セ又經學詩文
ノ流派ヲ辨別シテ其精確ヲ極ム前編ト
同ク双壁ノ書ナリ

同三編

同

全二冊

向者刊行スル此書前後編四冊盛ニ世ニ
行ハレト一購ヒ人毎ニ縮テ古今ノ
事理ヲ通曉ス今此篇ハ彼四冊ニ漏レタル奇
事異説ヲ湊合シ全函ノ鴻寶トス

東都兩國
横山町三丁目

和泉屋金石衛門

農家調寶記

高井南山先生著

全三冊

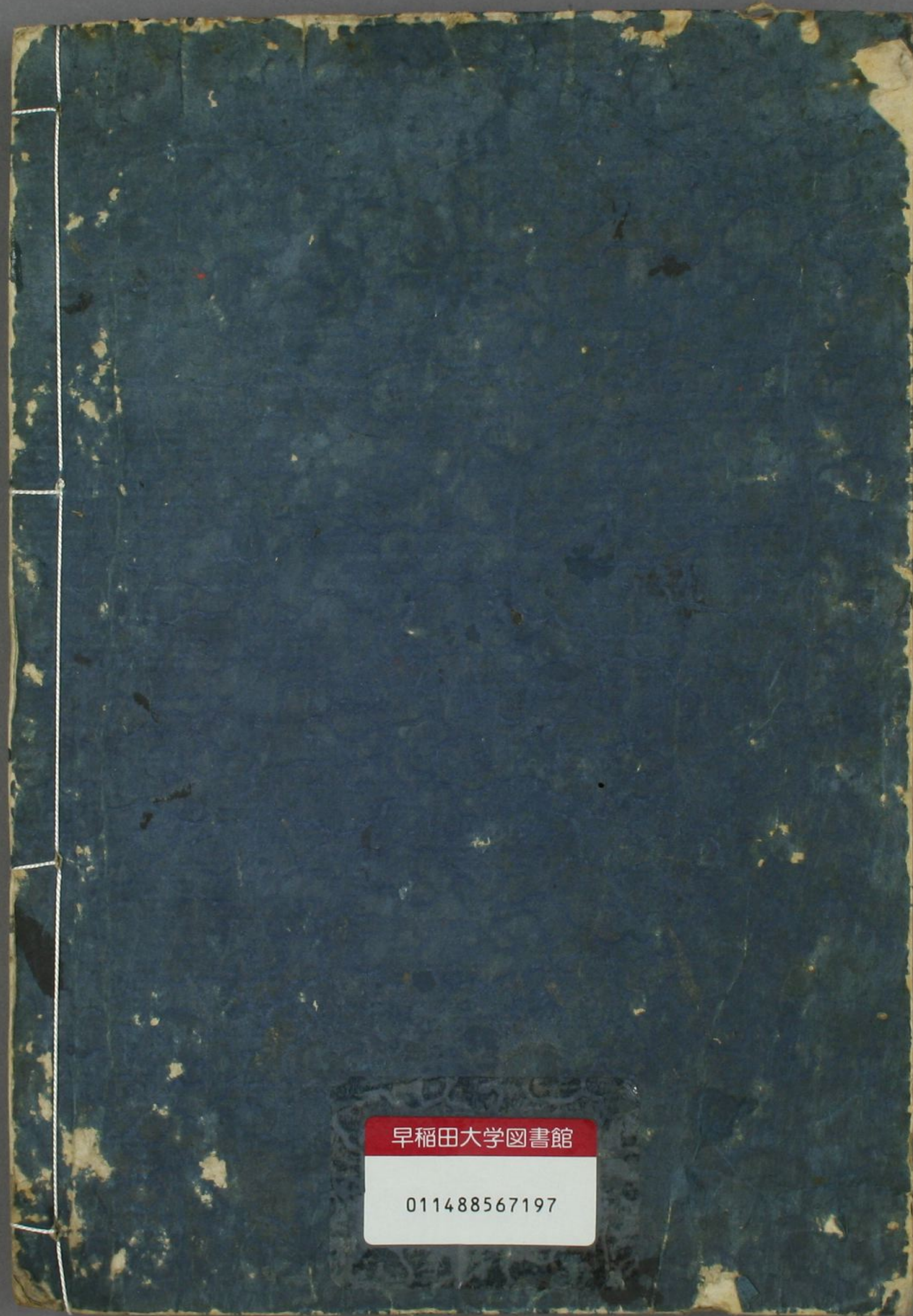
農家調寶記 高井南山先生著 全三冊
いふも、天地開け耕作の由來より、
小ぢりてのち、農家の勤方他、地方、
年貢、納金、用子、別子、形諸、
男女、嫁、の式、の、
方、と、
筆、

農家用文章大全

同上

一冊

農家用文章大全 同上 一冊
用文章の書、
出の、
推、
耕、
以、
迎、
の、
以、



早稲田大学図書館

011488567197